

農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法は公選制から議会の同意を条件とする村長の任命制へと改正になりました。

また、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を更に推進するため、現場活動を行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が新たに委嘱することとなりました。

このことから農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進、更には農業委員会の所掌に属す事項に関し、その職務を適切に行うことができる農業委員および農地利用最適化推進委員候補者を次のとおり募集します。

■推薦および募集方法

推薦または応募により募集

■募集人数

- ・農業委員 19人
- ・農地利用最適化推進委員 20人(農業委員会が定める区域)

■推薦・募集要件

▼農業委員

次の各号のいずれにも該当する者

- ① 村内で農業を営んでいる者、または村内で農業を営んでいない者であっても、村内に住所を有する者、または村内に住所を有していない場合であっても村内に住所を有する会社などでの活動が認められる者
- ② 村が設置する他の付属機関などの委員でない者(監査委員・固定資産評価審査委員・教育委員)
- ③ 村の職員でない者
- ④ 農業に識見を有し、農業委員会の業務を適切に行うことができる者

▼農地利用最適化推進委員

次の各号のいずれにも該当する者

- ① 農業委員会が定める区域(応募または推薦を受ける区域)において、当該区域内で農業を営む者または当該区域外で農業を営む場合にあっても、当該区域内に住所を有する者
- ② 村が設置する他の付属機関などの委員でない者(監査委員・固定資産評価審査委員・教育委員)
- ③ 村の職員でない者
- ④ 農地などの利用最適化の推進に熱意

と識見を有するとともに地域農業に精通し、農地利用最適化推進委員の業務を適切に行うことができる者

■農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の区域(応募または推薦を受ける区域)

区域	その区域の地区	人数
長陽	両併一・両併二・両併三	9人
	白川	
久木野	吉田一・吉田二・吉田三	4人
	一関一・一関二	
	中松一・中松二・中松三	
	第一駐在・第二駐在	
	第三駐在・第四駐在	
白水	第五駐在・第六駐在	7人
	第七駐在・第八駐在・第九駐在	
	立野・立野駅・新所・赤瀬	
	沢野津・乙ヶ瀬・黒川・下野	
長野	長野・袴野	9人
東下田・下田・加勢・川後田・喜多・栃木		

■委員の任期

- ・農業委員、農地利用最適化推進委員 平成29年7月20日～平成32年7月19日

■報酬(年額)

- ・農業委員 250,000円
- ・農地利用最適化推進委員 150,000円

※その他、必要に応じて費用弁償あり

■推薦または応募の期間(推薦・応募用紙提出期間)

1月4日(水)～2月6日(月)

■推薦および応募方法

推薦・応募用紙に必要事項を記載し、農業委員会事務局へ提出してください。推薦、応募用紙は農業委員会事務局

でお渡しします。村ホームページからもダウンロードが可能です。

▼推薦・応募書類の提出先

〒869-1503

南阿蘇村大字吉田1495

南阿蘇村農業委員会事務局

■推薦・応募状況の公表

推薦を受けた者および募集に応じた者については、法律により情報公開を義務づけられていますので、応募期間中および期間終了後、氏名、年齢、職業などを本村ホームページなどで公表します。

■選考方法など

・農業委員
推薦または応募した者について評価・審議を行って委員候補者を決定し、当該候補者について村議会の同意を得て委員を決定し、村長が任命します。

・農地利用最適化推進委員
推薦または応募した者について評価・審議を行って委員を決定し、農業委員会が委嘱します。

〈問い合わせ〉

村農業委員会事務局

TEL(62)9197

FAX(62)2411

メール

nogyo@vil.minamiaso.lg.jp